

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市内バス路線の運行ダイヤ変更について

ダイヤ変更内容

市内バス事業者において、下記のとおり運行ダイヤを変更

○北海道中央バス

- ・市内全線

日祝ダイヤ < 4月25日(土)～5月6日(水・祝) >

※一部路線を除く

○ジェイ・アール北海道バス

- ・市内全線

土日祝ダイヤ < 4月25日(土)～5月6日(水・祝) >

※一部路線を除く

※(土)日祝ダイヤの運行便数が僅少の路線については、別途対応する場合がありますため、
詳細は各バス事業者へ要問合せ

※じょうてつ、札幌ばんけいは通常通りの運行

1. 市内路線バスの利用状況

○北海道中央バス (1日当たり延べ利用者数: 約16.3万人 市内シェア 57%)

3月: 約30%減 4月14日～: 約40%減

○ジェイ・アール北海道バス (1日当たり延べ利用者数: 約8.7万人 市内シェア 30%)

3月: 約30%減 4月14日～: 約40%減

⇒ 3月の利用者数は概ね3割減、休校措置以降の利用者数は概ね4割減

2. ダイヤ変更による減便率

○北海道中央バス

1日全体: 約30%減 朝ラッシュ: 約40%減

○ジェイ・アール北海道バス

1日全体: 約30%減 朝ラッシュ: 約40%減

⇒ 1日全体の減便率は概ね3割減、朝ラッシュ時の減便率は概ね4割減

建設局における感染症拡大防止の対応について

1 趣旨

桜など花の見ごろを迎えるゴールデンウイーク期間中における混雑を防止するため、以下の公園の一部立入制限及び全面閉鎖を行う。

2 新たに追加する公園

(1) 対象公園

公園名	対応	備考
モエレ沼公園	サクラの森への立入制限	サクラの森への園路を閉鎖 ※これに伴い、併設の遊具エリアも利用不可
天神山緑地	全面閉鎖	駐車場及び歩行者用出入口閉鎖
平岡樹芸センター	全面閉鎖	駐車場及び歩行者用出入口閉鎖
小金湯さくらの森	全面閉鎖	駐車場及び歩行者用出入口閉鎖 ※令和2年の開園（4月25日（土））を延期する形での閉鎖

(2) 期間

令和2年4月29日（水・祝）～5月6日（水・休）※延長の可能性あり

3 決定済みの公園

公園名	対応	期間
円山公園	一部立入制限	4月25日（土）～5月6日（水・休）
平岡公園	梅林エリアの閉鎖	4月25日（土）～5月6日（水・休）

※延長の可能性あり

4 その他

大通公園西2、3、4丁目の噴水等については、通水開始日を4月25日（土）に予定していたが、5月7日（木）へ延期する

※再延期の可能性あり

新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応について

1 市立幼稚園・市立学校の臨時休業

校 種	臨時休業期間
幼稚園	4月22日（水）～5月6日（水） ※臨時休業期間中においても、預かり保育は、就労等により、やむを得ない場合は受け入れている。
小学校	4月14日（火）～5月6日（水）
中学校	
高等学校	
中等教育学校	
特別支援学校	

※ 市内の感染状況を踏まえ、臨時休業期間中における登校日は設定しない。

2 臨時休業期間中の対応

- 各園・学校においては、これまで子どもたちの臨時休業期間における学習面や心のケアなどの健康面に配慮するよう取り組んでいる。
- また、臨時休業期間が長期になるため、4月27日（月）から5月1日（金）までに電話等で改めて学習状況や心身の状況の把握を行うなど、保護者と連携して、より一層、子どもたちの学びや育ち、心のケアなどに取り組んでいく。

新型コロナウイルス関連の対応について【経済観光局】

1 国の緊急事態宣言対象地域拡大への対応

(1) 経済団体への感染拡大の防止等の依頼 (4/20)

(2) 北海道による緊急事態措置への対応

ア (仮称)休業協力・感染リスク低減支援金の検討・準備 (4/23 公表)

イ 北海道からの休業要請等の経済団体への周知 (4/23)

※別紙のとおり (北海道送付資料は添付省略)

2 専用相談窓口「新型コロナウイルス肺炎に対する緊急経営相談窓口」

(1) これまでの支援内容

ア 新型コロナウイルス感染症に関する緊急経営相談

イ 新型コロナウイルス対応支援資金の融資対象認定

ウ 新型コロナウイルス感染症への対応に伴うテレワーク導入等の就業環境の整備に関する相談

(2) 4月20日(月)13:00より以下の機能を強化し、相談スペースを拡張

名称を「新型コロナウイルスに係る事業者向けワンストップ相談窓口」に変更

今後、順次「事業者向けのワンストップ相談窓口」としての機能を拡充予定

ア 各融資申請に関するサポート、アドバイス

イ 事業者向け新型コロナウイルス感染予防等に係る相談

ウ 事業者向け市税の納税猶予の相談市税の納税猶予の相談

(3) 窓口概要

ア 場所

中央区北1条西2丁目 経済センタービル2階「札幌中小企業支援センター」

イ 受付時間

平日9時00分から17時00分まで

ウ 対象

札幌市内事業者等

【次頁へ続く】

3 中小企業への支援状況

(1) 相談実績

ア 既存の相談業務（経営相談・融資対象認定等）（1/29～4/23）

累計相談件数：7,396件（来所3,154件、電話4,242件）

※前回報告（4/17現在 6,332件）から1,064件の増

イ 機能拡充部分（4/20～23）

(ア) 融資申請サポート 17件

(イ) 税・感染予防相談 12件

(2) 融資制度（新型コロナウイルス対応支援資金）

認定件数：2,859件（4/23現在）

※前回報告（4/17現在 2,394件）から465件の増

【業種】

飲食業 650件、建設業 485件、小売業 373件、不動産業 154件、医療・福祉 116件、卸売業 115件、運輸業 88件、宿泊業 68件、情報通信業 49件、製造業 36件、電気・ガス・熱供給・水道業 17件、教育・学習支援業 16件、保険業 7件、サービス業 685件

4 イベント・施設等の中止・休止

(1) 第67回さっぽろ夏まつり（当初予定7/22～8/19）

現在国内外において新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、開催を中止することといたしました。

(2) サッポロさとらんど（現在 駐車場及びトイレのみ利用可）

ゴールデンウィーク期間中における混雑を防止するため、一部（※）を除いて閉鎖します。 （※ 市民農園及びその関係施設）

【閉鎖期間】令和2年4月29日（水・祝）～5月6日（水・祝）

※延長の可能性あり

別紙 1

札幌市経済観光局産業振興部
札幌市経企第 171 号
令和 2 年(2020 年) 4 月 20 日

札幌市内関係団体 御中

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について（周知のお願い）

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでもご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたところであり、北海道においても 4 月上旬から再び感染拡大がみられ、4 月 16 日に国から緊急事態宣言の対象区域として追加されたところです。

このため、札幌市においても、5 月 6 日までの期間、爆発的な感染拡大を防ぐために、これまで以上に感染拡大の防止の取組に努めることが必要です。

つきましては、感染症の拡大防止徹底のため、関係団体や企業等に対し、別紙のとおり周知いただきますようお願い申し上げます。

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課

担当：高田

Tel 011-211-2352 Fax 011-218-5130

札幌市内事業者等の皆様

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について（お願い）

平素より札幌市政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでもご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたところであり、北海道においても 4 月上旬から再び感染拡大がみられ、4 月 16 日に国から緊急事態宣言の対象区域として追加されたところです。

このため、札幌市においても、5 月 6 日までの期間、爆発的な感染拡大を防ぐために、これまで以上に感染拡大の防止の取組に努めることが必要です。

各事業者の皆様におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めていただきたく、下記の事項について、ご留意いただくとともに、従業員等にご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 従業員及び事業者の皆様にご留意いただきたいこと

- (1) 毎日の体調管理を徹底し、少しでも風邪の症状がある場合には、人との接触を避け、ご自宅で静養していただくこと。
- (2) 手洗い・手指の消毒や咳エチケットを徹底するとともに、近距離での会話時には、マスク等の着用を徹底していただくこと。また、職場における換気を十分に行うこと。
- (3) 市内に転入された方は、転入後 2 週間は体調管理に努めていただくこと。
- (4) 通院や健康維持の取組、食料品や生活必需品等の買い出し、職場への出勤等生活維持に必要な場合を除いて、外出は控えていただくこと。
- (5) 市外への不要不急の往来について、控えていただくこと。
- (6) 大型連休期間を含め、不要不急な帰省や旅行等、都道府県をまたいで移動することについては、控えていただくこと。
- (7) 体調に不安が生じた際には、以下の札幌市の一般相談窓口にご連絡をいただくこと。

※ 札幌市の一般相談窓口（電話番号：011-632-4567）

2 事業者の皆様にご配慮いただきたいこと

- (1) 従業員の出勤に関しては、時差出勤の実施や、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避、在宅勤務の実施にご協力いただくこと。
- (2) 従業員が利用する社内施設（会議室、トイレ、社員食堂等）においても、感染防止の徹底に努めていただくこと。
- (3) 小中学校や保育園、幼稚園等の休校・登園自粛等により、従業員が子どもの監護が必要な場合等は、引き続き、休暇取得等への環境整備にご協力いただくこと。

なお、当該環境整備に当たっては、各事業者様において厚生労働省所管の「小学校休業等対応助成金」の活用が可能な場合がありますので、以下の厚生労働省の当助成金ホームページをご参照下さい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07_00002.html)

3 参考

(1) 厚生労働省のホームページ

下記の厚生労働省のホームページにおいて、企業の方向けの「新型コロナウイルスに関するQ&A」等が掲載されているので、ご参考ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html)

(2) 経済産業省のホームページ

下記の経済産業省のホームページにおいて、持続化給付金等の経済産業省の支援策について掲載されているので、ご参考ください。

(<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>)

(3) 札幌市のホームページ

下記の札幌市のホームページにおいて、札幌市における新型コロナウイルスに関する情報について掲載していますので、ご参考ください。

(https://www.city.sapporo.jp/kinkyu_202002.html)

【本通知のお問い合わせ先】

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 担当：高田
Tel 011-211-2352 Fax 011-218-5130

【関係機関の問い合わせ先】

○保育施設について

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課 担当：田中
Tel 011-211-2988 Fax 011-231-6221

○市立学校の臨時休業等について

札幌市生涯学習部保健給食課 担当：中村
Tel 211-3841 Fax 211-3834

札幌市学校教育部教育課程担当課 担当：山下
Tel 211-3891 Fax 211-3862

札幌企第 209 号
令和 2 年(2020 年) 4 月 23 日

札幌市内経済関係団体 御中

札幌市長 秋元 克広

北海道による緊急事態措置及び「(仮称)休業協力・感染リスク低減支援金」
実施概要について (周知のお願い)

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでもご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

このたび、北海道から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急事態措置について、道内の関係団体及び事業者に対し、情報提供がございました。

つきましては、関係団体や企業等に対し、別紙のとおり周知いただきますようお願い申し上げます。

また、北海道における休業等の要請にご協力頂き感染リスクの低減に取り組む事業者の皆様に対する支援金に上乘せ・対象拡大する形で、札幌市でも支援金を給付いたしますので周知いただきますようお願い申し上げます。

1 北海道送付資料

- (1) 関係団体・事業者の皆様宛の通知文
- (2) 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置【改訂版】
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧
- (4) 休業等の要請にご協力頂き感染リスク低減に取り組む事業者の皆様への支援金のお知らせ

2 札幌市送付資料

「(仮称)休業協力・感染リスク低減支援金実施概要」

【問い合わせ先】

○北海道休業要請相談専用ダイヤル (北海道における休業要請や支援金等に関すること)

Tel. 011-206-0104/011-206-0216 (平日 8:45~17:30)

○札幌市「(仮称)休業協力・感染リスク低減支援金」専用ダイヤル

(4/23 (木)、4/24 (金))

Tel. 011-211-2372/011-211-2362 (平日 8:45~17:15)

(4/27 (月) 以降)

Tel. 011-211-2566 (平日 8:45~17:15)



(仮称) 休業協力・感染リスク低減支援金実施概要

支援金の概要

■趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、店舗の休業や営業時間の短縮と、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者の方を対象に、支援金を給付いたします。

■支給額

	対象	北海道 給付金額	札幌市 給付金額	合計 給付金額
①	・北海道知事が休止を要請する施設を営む法人 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人	30万円	給付対象外	30万円
②	・北海道知事が休止を要請する施設を営む個人事業主 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主	20万円	10万円	
③	・酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類の提供を取り止めた事業者	10万円	20万円	
④	・酒類の提供がない飲食店で、営業の休止、営業時間の短縮など感染症防止策を実施した事業者	給付対象外	30万円	

支給イメージと申請先

		北海道へ申請		札幌市へ申請		
30万円	人	道給付 30万円	市給付 10万円	市給付 20万円	市給付 30万円	
20万円			※道給付の支給決定データを基に10万円を追支給			※道給付の支給決定データを基に20万円を追支給
10万円			道給付 20万円			道給付 10万円
		道による休業要請等の対象施設 スナック、バー、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツクラブ、ゲームセンター、映画館、展示場、ビデオレンタル、学芸塾など		飲食店 料理店、喫茶店、居酒屋など		
		①法人事業者	②個人事業者	③酒類提供あり 19時以降の酒類提供取り止め	④酒類提供なし	

※①～③は北海道に申請

(②、③は北海道給付の支給決定データを基に札幌市から追支給)

※④は札幌市に申請

酒類提供のない飲食店への支援金の給付について（札幌市への申請）

○札幌市では、北海道の休業要請等によらない「酒類を提供しない飲食店」においても、休業や営業時間の短縮など感染防止対策の協力を行っていただく事業者を対象に札幌市独自で給付金を給付いたします。

1 給付対象

酒類を提供しない食事提供施設について、4月25日（土）～5月6日（水）の全ての期間において、「2」の感染症防止対策を取り組んだ場合、支給対象となります。

仮に、休業等の要請期間が延長になった場合は、当該要請期間が終了するまで、継続いただきます。

【食事提供施設（例）】

○飲食店 ○料理店 ○喫茶店 ○和菓子、洋菓子店 等

2 感染症防止対策

以下の(1)及び(2)の取組を行う事業者

(1) 休業・営業時間の短縮等（いずれか一つ）

- ①休業
- ②夜間営業の自粛（20時から5時までの営業の自粛）
- ③営業時間の短縮（2時間以上の短縮）
- ④イートインの中止（テイクアウト・デリバリーのみによる営業継続は可）
- ⑤店舗の座席レイアウトの変更（席数減によるソーシャルディスタンスへの配慮）

(2) 施設運営のきめ細やかな取組（いずれか一つ）

- ① 3つの密（密閉・密集・密接）の防止
換気や行列間隔の工夫など
- ② 飛沫感染・接触感染の防止
従業員のマスク着用など
- ③ 移動時の感染の抑止
時差出勤や在宅勤務など

※(2)の①～③については、要請期間終了後も継続した取組をお願いいたします

3 備考

・北海道の緊急事態措置以前に開業しており、営業の実態がある事業者が対象となります。なお、北海道による休業要請等の対象となる施設等については、北海道総合政策部のHPに掲載しています。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/kyuugixyouyousei.htm>)

- ・札幌市内の事業所はもとより、道内全ての事業所の休業等を行った場合が対象となります。この場合、市外に本社がある場合も対象となります。

申請手続

■申請受付期間

令和2年5月1日（金）～

※申請期限は未定（北海道と調整中）

■申請方法

①郵送（令和2年5月1日（金）から受付開始）

②専用ホームページからのWEB申請（5月中旬予定）

■申請に必要な書類（予定）

①支援金申請書（法人にあたっては「法人番号」を記入）

②営業実態が確認できる書類

（例）確定申告書の写しのほか、各種法規に基づく営業許可証の写し等

③休業や営業時間の短縮、酒類の提供時間を短縮していたことが分かる資料

（例）店頭告知チラシやメニュー、自社のホームページの写し等

④誓約書

今後の流れ

■実施概要公表 4月23日（木）

■募集要項公表、「郵送」にて受付開始 5月1日（金）15時頃～
募集要項公表と申請書等の様式を同時に公表します。

■「専用ホームページからのWEB申請」にて受付開始 5月中旬～

■支援金の給付 5月下旬～

お問い合わせ（平日 8:45～17:15）

札幌市 経済観光局 産業振興部 商業・経営支援担当課

電話番号 011-211-2372、011-211-2362

※4/27（月）以降は「支援金専用ダイヤル」011-211-2566 まで

※この支援金の予算執行については議会の議決が条件となります。